

鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則

平成 27 年 12 月 9 日

規則第 100 号

最終改正令和 7 年 6 月 4 日

鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則

(設置)

第 1 条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の学校運営の充実・発展に資することを目的として、運営諮問会議（以下「諮問会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 諮問会議は、次の各号に掲げる事項について、校長の諮問に応じて審議・評価し、校長に対して提言、助言又は勧告等を行う。

- (1) 本校の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- (2) 本校の教育研究活動等の状況について、本校が行う点検・評価に関する重要事項
- (3) その他本校の運営に関する重要事項

(組織)

第 3 条 諮問会議は、校長が委嘱した次の各号に掲げる若干名の委員で組織する。

- (1) 高等教育機関及び研究機関に在職する者
- (2) 産業界及び地方公共団体等の関係者
- (3) 本校の卒業生
- (4) その他本校に関し学識及び経験を有する者

2 前項の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 4 条 諮問会議に議長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員のうちから、あらかじめ校長が指名する者をもってあてる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(諮問会議の開催)

第 5 条 諮問会議は、校長が招集する。

- 2 諮問会議は、少なくとも年 1 回開催するものとする。
- 3 諮問会議は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 4 諮問会議が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、その役割を遂行する上で知り得た情報を漏えいしてはならない。

(庶務)

第 7 条 諮問会議の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、諮問会

議が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 12 月 9 日から施行する。
- 2 鈴鹿工業高等専門学校外部評価委員会規則(平成 16 年 9 月 6 日制定鈴鹿工業高等専門学校規則第 67 号) は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 4 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。